

○燕市小・中学生全国スポーツ大会出場選手遠征費補助金交付要綱

平成23年7月1日

告示第185号

改正 平成28年3月31日告示第63号

平成30年4月1日告示第124号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内の小学生及び中学生(以下「小・中学生」という。)の競技力向上並びに遠征費の負担軽減を図ることを目的として、スポーツの全国大会等に出場する小・中学生の遠征に要する経費に対し、燕市小・中学生全国スポーツ大会出場選手遠征費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この告示に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定するスポーツ大会に選手として出場する市内に住所を有する小・中学生の保護者とする。

(補助対象スポーツ大会)

第3条 補助金の交付対象となるスポーツ大会は、次に掲げるものとする。ただし、小学校体育連盟又は中学校体育連盟主催の大会で、全額遠征費が燕市から支給される大会を除く。

- (1) 当該年度(上位大会が翌年度開催の場合は、前年度)の新潟県大会等の予選において、出場権を得た全国規模の大会
- (2) 国際大会
- (3) その他市長が特に認めた大会

(補助対象日数)

第4条 補助の対象となる日数は、開会式の日から大会又は試合が終了した日までの日数とする。ただし、前泊又は後泊する場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、交通費及び宿泊料とする。

2 前項に定める経費のうち、補助の基準となる額は、次のとおりとする。ただし、1人1回5万円を上限とする。

(1) 交通費

ア 通常考えられる交通手段により、最も経済的な経路方法を使用した金額とする。

イ 旅行傷害保険料は、交通費に含むものとする。

ウ 補助対象者以外の者がバス等を利用した場合は、次式で算出された金額とし、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

「実際にかかった費用×補助対象者／利用した人数」

(2) 宿泊費

実費額とする。ただし、1泊7,000円を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長がその額により難いと認めるときは、その都度別に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者の保護者(以下「申請者」という。)は、燕市小・中学生全国スポーツ大会出場選手遠征費補助金交付申請書(様式第1号)に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 大会要綱

(2) 遠征費交付申請内訳書(別紙1)

(3) 選手名簿

(4) 出場資格を決定した予選結果(結果が確認できるもの)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査して補助金を交付するかどうかを決定し、申請者に対して、速やかに燕市小・中学生全国スポーツ大会出場選手遠征費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、大会終了後、速やかに燕市小・中学生全国スポーツ大会出場選手遠征費補助金実績

報告書(様式第3号)に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会成績表(結果が確認できるもの)
- (2) 遠征費収支決算書(別紙2)
- (3) 遠征日程表
- (4) 補助対象経費に係る領収書又は振込証明書
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に対して、燕市小・中学校全国スポーツ大会出場選手遠征費補助金確定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第7条に規定する交付決定通知書をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の交付及び請求)

第10条 補助金は、補助対象者が当該補助事業を完了した後において交付する。

2 前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、燕市小・中学生全国スポーツ大会出場選手遠征費補助金請求書(様式第5号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が認める書類

(庶務)

第11条 この補助金に関する事務は、燕市教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日以降に開催された全国

スポーツ大会に出場した選手の遠征費から適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第63号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第124号)

この告示は、告示の日から施行する。